

## 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」により平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率の公表が義務付けられました。この法律は、財政破綻を未然に防ぎ、また、財政が悪化している団体の早期健全化を促進するために作られています。公表する指標は、町の赤字の状況や、借入金等の負債の状況を示したものです。この指標が、一定の基準を超えた場合は、町の行政運営をするうえで、様々な制限が設けられます。

芦北町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおりで、すべて早期健全化基準を下回っており健全な状態にあります。また、資金不足比率についても、すべての企業会計において資金不足額はありません。

### 健全化判断比率

指標	芦北町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (赤字なし)	14.24%	20.0%
連結実質赤字比率	- (赤字なし)	19.24%	40.0%
実質公債費比率	9.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	33.3%	350.0%	

4 指標のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、将来負担比率を除く3指標のうち一つでも財政再生基準以上となった場合は、「財政再生計画」を定めなければなりません。(外部監査、地方債の制限、予算への国の関与等が行われます。)

### 資金不足比率

事業名	芦北町	経営健全化基準
水道事業会計	- (資金不足なし)	20.0%
簡易水道事業特別会計	- (資金不足なし)	20.0%
農業集落排水事業特別会計	- (資金不足なし)	20.0%
生活排水処理事業特別会計	- (資金不足なし)	20.0%

経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。